

## 堺市上下水道局週休2日制工事実施要領（営繕工事）

### （趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、上下水道局発注の建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事（以下「営繕工事」という。）における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### （対象工事）

第2条 特記仕様書において、「週休2日制工事」であることを明示した、上下水道局が発注する全ての営繕工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 当初設計の段階において施工期間（準備、後片付け期間を除く）が30日間未満となる工事

### （発注方式）

第3条 発注者が、「通期の4週8休」または「月単位の4週8休」以上を条件として明示した上で週休2日に取り組むことを指定し、労務費の補正を当初設計より計上する方式。

### （用語の定義）

第4条 本要領における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「現場閉所」  
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (2) 「現場休息」  
分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場や事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業の無い状態をいう。
- (3) 「4週8休以上」
  - ① 「月単位の4週8休」以上  
対象期間内全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所」率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の

「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 「通期の4週8休」以上

対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。((3)①及び(3)②に該当)

(4) 「週休2日」

対象期間において、「通期の4週8休」または「月単位の4週8休」以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「対象期間」

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

(週休2日制工事の取組内容)

第5条 受注者は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、契約した工期の中で週休2日制工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 受注者は、「現場閉所(計画・実績)書」(様式1)により、当月の現場閉所(現場休息)計画については前月中に、当月の現場閉所(現場休息)実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所(現場休息)計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所(現場休息)実績は工事完成日に提出するものとする。
- 4 受注者は、「現場閉所報告書」(様式2)により、現場閉所(現場休息)の結果について工事完成日に監督員に提出する。
- 5 週休2日実施の履行確認は、工事完成後に監督員が行うこととする。確認方法については、「通期の4週8休」または「月単位の4週8休」以上の現場閉所(現場休息)の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。
- 6 受注者は、週休2日制工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。
- 7 受注者は、一つの工事現場において、分離発注工事の後工程の適切な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、工事間の調整を適切に実施しなければならない。

【記載例】

週休2日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、週休2日の確保に取り組んでいます。

(積算方法及び設計変更)

第6条 積算方法及び設計変更については、次のとおり定める。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

① 「月単位の週休2日制工事」(4週8休以上) 1.04

② 「通期の週休2日制工事」(4週8休以上) 1.02

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 積算方法及び設計変更

特記仕様書にて指定する方式に応じて「月単位の4週8休」または「通期の4週8休」以上を前提に補正係数を(1)①または②により労務費の補正を行い、予定価格を算出する。ただし、「月単位の4週8休」にて指定した週休2日制工事において「月単位の4週8休」に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、「通期の4週8休」に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行うものとする。また「通期の4週8休」にて指定した週休2日制工事において、「通期の4週8休」に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行うものとする。

(3) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、上記(1)①及び(1)②の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ.基準補正単価の表A-1、表E-1及びM-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単

価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(留意事項)

第7条 受発注者は、「月単位の4週8休」または「通期の4週8休」以上の達成にあたって、1週2休(原則として土曜・日曜)を確保できるよう努めること。

2 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮すること。

3 現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上達成できなかった場合でも工事成績への減点はないが、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績において減点する。

(その他)

第8条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

第9条 本要領に疑義が生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議のうえ対処するものとする。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	「通期の4週8休」以上		「月単位の4週8休」以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

(ビニル系床材)					
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	「通期の4週8休」以上		「月単位の4週8休」以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	(接地極工事)銅板式、 銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	「通期の4週8休」以上		「月単位の4週8休」以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

附則

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年8月1日から施行する。